

一 事業の名称  
木曾川右岸緊急改築事業

二 工事施行位置

施設の名称

施設の位置

(一) 幹線導水路

岐阜県加茂郡七宗町及び白川町

(二) 幹線用水路

岐阜県美濃加茂市及び加茂郡川辺町

ア 右岸幹線水路

岐阜県加茂郡川辺町及び八百津町

イ 左岸幹線水路

岐阜県美濃加茂市並びに加茂郡坂祝町、富加町、川辺町及び八百津町

ウ 幹線用水路

(三) 支線用水路

岐阜県美濃加茂市並びに加茂郡川辺町及び八百津町

三 事業実施計画の変更の認可の日

令和元年七月一日

厚生労働省  
農林水産省告示第一号  
経済産業省

独立行政法人水資源機構法（平成十四年法律第百八十二号）第十三条第一項の規定に基づき、平成二十七年十二月一日付けで認可した木曾川右岸緊急改築事業に関する事業実施計画について、次のように変更を認可したので、同条第五項の規定に基づき、公示する。

令和元年八月一日

厚生労働大臣 根本 匠

農林水産大臣 吉川 貴盛

経済産業大臣 世耕 弘成